鰺ヶ沢町利用者負担額（保育料）

☆令和元年10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化されました。
（※0歳から2歳までの住民税非課税世帯も対象となります。）

多子カウント年齢制限なし

多子カウント制限有り（小学校３年生以下）

国	町	階層区分	1号認定
1	A	生活保護世帯	0円
2	B1	市町村民税 非課税世帯	0円
	B2	所得割非課税世帯 （均等割のみ課税）	0円
3	C1	所得割課税額 48,600円未満	0円
	C2	所得割課税額 77,100円以下	0円
4	C3	所得割課税額 144,200円以下	0円
	C4	所得割課税額 211,200円以下	0円
5	C5	所得割課税額 211,201円以上	0円

多子カウント年齢制限なし

多子カウント制限有り（小学校就学前）

※〔　〕はひとり親世帯等の額
※太枠内が、「約360万円未満相当」の所得割課税額〔ひとり親世帯の場合は太点線枠〕

国	町	階層区分	2号認定		3号認定	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	B	市町村民税 非課税世帯	0円	0円	0円 ※無償化対象	0円 ※無償化対象
3	C1	所得割非課税世帯 （均等割のみ課税）	0円	0円	10,000円 〔3,700円〕	9,800円 〔3,600円〕
	C2	所得割課税額 48,600円未満	0円	0円	13,000円 〔5,000円〕	12,700円 〔4,900円〕
4	D1	所得割課税額 57,700円未満	0円	0円	16,000円 〔5,000円〕	15,700円 〔4,900円〕
		所得割課税額 67,000円未満	0円	0円	16,000円 〔5,000円〕	15,700円 〔4,900円〕
	D2	所得割課税額 77,000円未満	0円	0円	19,000円 〔5,000円〕	18,600円 〔4,900円〕
	D3	所得割課税額 77,101円未満	0円	0円	21,000円 〔5,000円〕	20,600円 〔4,900円〕
		所得割課税額 87,000円未満	0円	0円	21,000円	20,600円
	D4	所得割課税額 97,000円未満	0円	0円	24,000円	23,500円
5	D5	所得割課税額 169,000円未満	0円	0円	26,000円	25,500円
6	D6	所得割課税額 301,000円未満	0円	0円	28,000円	27,500円
7	D7	所得割課税額 397,000円未満	0円	0円	30,000円	29,400円
8	D8	所得割課税額 397,000円以上	0円	0円	36,000円	35,300円

≪階層区分の認定について≫
お子さんと生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者のすべてについて、住民税額の合計により行います。

≪　保育料の減免　≫

●市町村民税非課税世帯の無償化（国2階層）

●年収360万円未満相当の世帯に対する減免　（上表太枠。ただし一部除く。）
＊二人親世帯　　⇒ 第2子を半額、第3子以降を無償とする
＊ひとり親世帯等 ⇒ 第2子以降を無償とする
※この場合の第2子、第3子は年齢に関係なく、保護者が扶養している兄姉すべてをカウントする。

●同時入所軽減
同一世帯から2人以上のお子さんが保育所や認定こども園、特別支援学校幼稚部等などに入所、または児童デイサービスを利用しているなどの場合は、2人目以降の保育料が軽減される。2人目は保育料基準額の半額、3人目以降は無料となる。

●世帯状況軽減
母子・父子世帯、障害者のいる世帯の場合、保育料が軽減される場合がある。

●第3子軽減
保護者が扶養しているお子さんが3人以上いる世帯で、3人目以降の3歳未満のお子さんについて軽減される場合がある。